

独立監査人の監査報告書

平成18年6月22日

国立大学法人 広島大学
学長 牟田 泰三 殿

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

高橋義則

指定社員 公認会計士
業務執行社員

蔵田 修

指定社員 公認会計士
業務執行社員

尾崎更三

当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第39条の規定に基

づき、国立大学法人広島大学の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第2期事業年

業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は、学長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正